

一般社団法人 福岡銀行協会定款

一般社団法人 福岡銀行協会定款

(平成25年2月5日 制定)

(令和5年1月30日 改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人(以下「本協会」という。)は、一般社団法人福岡銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩に関する事業を行い、一般経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 銀行業務に関する社員、関係官庁、その他との連絡、調整
- (2) 金融経済及び銀行経営に関する調査研究及び資料収集
- (3) 金融犯罪の防止に関する関係官庁との連携及び社員に対する支援
- (4) 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁との連携及び社員に対する支援
- (5) 中小企業等及び個人に対する金融の円滑化に関する関係官庁との連携及び社員に対する支援
- (6) 銀行とりひき相談所の運営
- (7) 社員相互の親交及び社員の職員等に対する教育研修の用に供する会館施設の運営

- (8) 社員相互の親交及び連絡
- (9) 社員以外の金融機関及び産業界との連絡
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県内の福岡市及びその周辺において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、福岡市において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行であって、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた銀行が、次条に定める加入金を完納したときは、理事は、社員名簿に必要事項を登録し、これを社員に通知しなければならない。

3 社員名簿に記載した事項に変更が生じたときは、社員は遅滞なく届出なければならない。この場合、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(加入金及び会費)

第7条 本協会の社員は、加入金及び会費を支払う義務を負う。

2 加入金及び会費の算出基準は、社員総会において定める。

3 既納の加入金及び会費は、返還しない。

4 特別の費用を必要とする場合には、社員総会の決議を経て臨時会費を徴収する。

(任意退会)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、社員総会の 1 週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名した場合には、当該社員に対して、その旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 5 条の資格を喪失したとき。
- (2) 第 7 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき。
- (5) 解散又は合併により消滅したとき。

2 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

3 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次のいずれかに該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行

- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、且つ、前条第1項第1号又は第5号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、且つ、前条第1項第1号又は第5号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に基づく役員等の責任の一部免除及び限定
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において、社員総会に付議すべきことを決議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集の通知は、社員総会の日 1 週間（書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは 2 週間）前までに、書面で発する。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故あるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、当該社員総会において出席理事の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除及び限定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使、議決権の代理行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 4 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した社員のうちから社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 12 名以内

(2) 監事 3 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事を 2 名置き、1 名を会長、もう 1 名を副会長のうちの 1 名とする。また、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事は常務理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の役職員の中から選任する。ただし、理事 1 名及び監事 1 名は社員の役職員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、代表理事副会長、理事副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 4 代表理事副会長は、本協会を代表し、会長を補佐する。
- 5 理事副会長は、会長を補佐する。
- 6 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示に基づき本協会の業務を分担執行する。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(責任の免除又は限定)

第 27 条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第 114 条第 1 項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

3 本協会は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他この定款に別に定める職務

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故あるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、当該理事会において出席理事の中から選出する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 23 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 35 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 38 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 40 条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議をもって決定する。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

第 43 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 44 条 この定款の施行に必要な事項でこの定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

- 1 この定款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は 谷 正明及び久保田勇夫とし、最初の業務執行理事は藤井龍美とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。